

DISCLOSURE 2025

事業概況

令和7年度版



秋田県信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Akita-Ken

ごあいさつ

DISCLOSURE 2025



秋田県信用保証協会

会 長 長 嶋 直 哉

平素より秋田県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の活動を広くお知らせするため、ディスクロージャー「事業概況 令和7年度版」を作成いたしました。当協会は、中小企業・小規模事業者の皆様の円滑な資金調達を支援する公的機関として、地域経済の発展に貢献すべく日々活動しております。より多くの皆様から信用保証制度や当協会の取組に対するご理解を深めていただければ幸いです。

市場の縮小や人手不足、原材料・エネルギー価格の高騰の影響を受けるなど、依然として厳しい経営環境が続き、事業者の皆様がますます複雑化・多様化する中、当協会の役割もより高度かつ広範なものが求められています。

そのため、金融機関等との連携を一層強化し、創業や事業再構築、経営改善への支援といった多様なニーズにお応えできる体制を整えるとともに、保証業務にとどまらず、経営支援業務の強化や地域活性化に資する取組にも注力してまいります。

当協会では、令和6年度からの長期経営計画において「地域とともに、企業とともに」を経営ビジョンに掲げております。職員一人ひとりが「伴走支援者」としての意識を高め、信頼される存在となるよう、組織体制の充実と人材育成にも取り組んでおり、地域の未来を担う事業者の皆様の成長を支えるパートナーとして、これからも地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

また、地域や事業者の皆様の信頼を損ねることがないように、コンプライアンス・プログラムを策定しております。役職員の意識向上を図り、コンプライアンスを重視した経営を徹底いたします。

役職員一同、力を合わせて取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

目次

DISCLOSURE 2025

信用保証協会とは／秋田県信用保証協会プロフィール	2	信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図	3	秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について	4	信用補完制度について
信用保証のご利用について	6	信用保証の利用について
責任共有制度	8	責任共有制度
信用保証料	9	信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）	10	主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）	12	主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）	14	主な保証制度（市町村制度）
企業支援のための取り組み	16	企業支援のための取り組み
令和6年度業務実績		令和6年度業務実績
事業概況	20	
金融機関別保証状況	21	
業種別保証状況	22	
制度別保証状況	23	
市郡別保証状況	24	
経営者保証を不要とする保証の取扱いについて	25	
令和6年度 決算報告	26	令和6年度決算報告
令和7年度 経営計画について	30	令和7年度経営計画について
個人情報の保護について	34	個人情報の保護について
コンプライアンスについて	36	コンプライアンスについて

信用保証協会とは

中小企業の金融円滑化を目的に、「信用保証協会法」に基づいて設立された「**公的機関**」です。

- 中小企業の皆様が、金融機関から**事業資金**を借入する際に、信用保証協会が**公的な保証人**となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。
- 秋田県信用保証協会は、秋田県、各市町村、金融機関等から総額100億円の出資（出捐金）をいただき、国・県・市町村の中小企業施策の実施に重要な役割を果たしています。

信用保証事業の基本理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業に対して、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

令和7年3月31日現在、県内13,785の中小企業・小規模事業者にご利用いただいています。秋田県の他に、各都道府県及び4市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）の合計51の信用保証協会があり、全国で約150万の中小企業の皆様からご利用いただいています。

	利用企業数	ご利用額（保証債務残高）	保証利用度
全国信用保証協会全体	1,483,172企業	34,267,044百万円	44.08%
秋田県信用保証協会	13,785企業	272,520百万円	47.47%

秋田県信用保証協会プロフィール

設 立 認 可	昭和26年4月24日
業 務 開 始	昭和26年8月1日
根 拠 法	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
基 本 財 産	200億円
保 証 債 務 残 高	2,725億円
保 証 利 用 企 業 者 数	13,785企業（県内中小企業者数29,042企業）
保 証 利 用 度	47.47%
理 事 ・ 監 事	18名（うち常勤理事4名、常勤監事1名）
職 員	71名（令和7年4月1日現在）
事 務 所	本所 秋田市 支所 大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、横手市

※保証債務残高、保証利用企業者数は令和7年3月31日現在

信用保証協会
とは／
プロフィール

組織図

```
graph TD
    LD[理事会] --- BOD[会 副会長 常務理事 常勤理事]
    LB[監事会] --- BOD
    BOD --- IS[監査室]
    BOD --- GAD[総務企画部]
    BOD --- BSD[経営支援部]
    
    IS --- ISL["・外部監査、内部監査  
・コンプライアンス関係"]
    
    GAD --- GS[総務課]
    GAD --- DPL[デジタル企画課]
    
    GS --- GSL["・理事会、人事  
・諸契約、経理"]
    DPL --- DPLD["・事業計画策定  
・広報、制度の創設  
・コンピュータ運用、設計"]
    
    BSD --- BSL[経営支援課]
    BSD --- M[管理課]
    
    BSL --- BSLD["・経営支援  
・再生支援  
・保証審査  
・信用保険  
・保証統計"]
    M --- MD["・代位弁済事務  
・保険金請求  
・法的手続き"]
    
    IS --- ISR[秋田東営業室]
    IS --- ISR2[秋田西営業室]
    IS --- ISR3[債権管理室]
    IS --- ISR4[大館支所]
    IS --- ISR5[能代支所]
    IS --- ISR6[本荘支所]
    IS --- ISR7[大曲支所]
    IS --- ISR8[横手・湯沢支所]
    IS --- ISR9[創業支援チーム]
    IS --- ISR10[各営業室・支所]
    
    ISR10 --- ISR10D["・保証申込受付  
・信用調査  
・保証書発行  
・金融相談  
・経営相談  
・保証事故債務の整理・督促  
・代位弁済請求の受理・審査"]
    
    ISR10D --- ISR10D2["債権管理室・大館支所  
・求償権の管理  
・回収"]
```

秋田県信用保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告

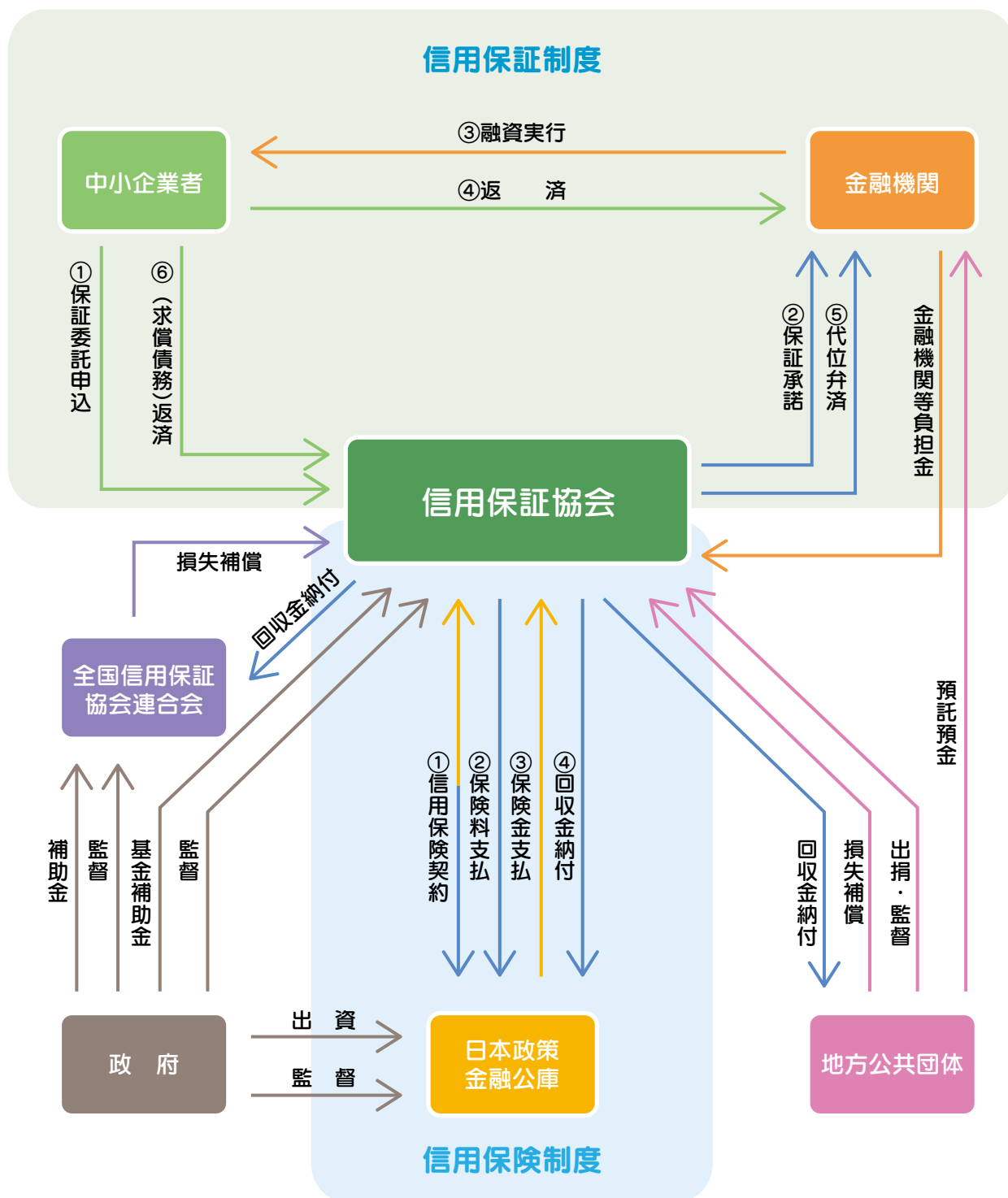
令和7年度
経営計画に
ついて

個人情報について

コンプライアンスについて

信用補完制度について

信用補完制度とは、信用保証協会が金融機関に対して、中小企業者の債務を保証する「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称で、これらの制度が有機的に結合することで中小企業金融の円滑化をめざしています。



信用保証制度のしくみ

① 保証委託申込

中小企業者が信用保証を利用される場合、金融機関を経由して、あるいは直接信用保証協会に申し込みます。

② 保証承諾

信用保証協会は事業の内容などを調査し、申込を承諾する場合は金融機関へ「信用保証書」を発行します。

③ 融資実行

金融機関は、「信用保証書」の条件に基づいて融資を実行します。この際、中小企業者は所定の保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めます。

④ 返済

中小企業者は、返済条件に基づいて、借入した金額を返済します。

⑤ 代位弁済

何らかの事情で返済が困難になった場合、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。信用保証協会は、代位弁済請求に基づき、中小企業者に代わって金融機関へ代位弁済します。代位弁済と同時に、信用保証協会は、中小企業者に対して求償権を取得し債権者となります。

⑥ (求償債務) 返済

代位弁済後、中小企業者は信用保証協会へ求償債務の返済をします。

信用保険制度のしくみ

① 信用保険契約

信用保証協会の保証は、原則として、中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫が行う信用保険に付されます。

② 保険料支払

信用保証協会は、日本政策金融公庫に対し保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。

③ 保険金支払

返済が困難となった中小企業者に代わって信用保証協会が金融機関へ代位弁済した場合、日本政策金融公庫に保険金の支払いを請求します。日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元金の70%~90%を保険金として信用保証協会に支払います。

④ 回収金納付

中小企業者からの求償債務返済に応じ、信用保証協会は回収金の70%~90%（上記③と同じ割合）を日本政策金融公庫に返納します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

□所在地、営業実績…原則として秋田県内に事業所（店舗・事業所・工場等）があつて、現在適法に事業を営んでいる方。

□企業規模 …………… 資本金または常時使用する従業員が、次のいずれかに該当している方。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅行業 旅館業	3億円以下	300人以下
医療法人等	—	300人以下

□業 種 …………… 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用可能です。ただし、農林漁業（素材生産及び素材生産サービス業を除く）、金融業（一部の金融業を除く）、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、性風俗関連営業、宗教・政治・経済・文化団体等、中小企業信用保険法等において保証対象となっていない業種については、ご利用いただくことができません。また、許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

□保証限度額 …………… 個人・法人 2億8,000万円 （組合等 4億8,000万円）
（この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠有）

□保証期間 …………… 運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内
（制度保証については、要綱に定める期間）

□資金使途 …………… 事業に必要な運転資金、設備資金が対象となります。
（住宅建設資金、消費資金など事業外の資金、当面利用予定のない不動産取得など投機的な資金は対象外）

□連帯保証人 …………… 必要となる場合があります。

□担 保 …………… 不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。
但し、事業規模、決算状況等により取扱可能額は変動します。

信用保証協会
とは、
プロファイル秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
（秋田県制度）主な保証制度
（国制度、協制度）主な保証制度
（市町村制度）企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報
保護についてコンプライアンス
について

□保証審査

- ◎ 保証審査は、決算内容だけではなく、次のような項目を踏まえ総合的に審査を行います。
 - ・ 経営実態、金融機関取引状況、不動産状況、担保設定状況
 - ・ 支援企業の有無、金融機関の支援姿勢
 - ・ 技術力、商品開発力、公的機関の認定
 - ・ 今後の成長性、経営計画
- ◎ 赤字、債務超過となっている方でも今後の見通し、経営改善に関する事業計画の策定等により、企業維持が見込まればご利用可能です。

保証をご利用いただくために解決すべき課題

次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- ◎ 社会保険料、税金を滞納している
- ◎ 前回の保証条件が不履行となっている
- ◎ 信用保証料が未納となっている
- ◎ 現在保証を受けている債務が延滞中の場合（連帯保証人を含む）
- ◎ 融通手形を利用している
- ◎ 高利借入を利用している
- ◎ 社外へ資金が流出している
- ◎ 当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受けている債務の連帯保証人となっている

ご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証の取扱いができません。

- ◎ 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない場合
- ◎ 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6カ月以内の方を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
- ◎ 当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受け、支払いの終わっていない場合
- ◎ 競売、差押、破産等の法的手続き中の場合
- ◎ 暴力的不法行為者等が介在している場合

※反社会的勢力には保証の取扱いができません。

不当な資金源獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力との関係遮断ができるよう、信用保証委託契約等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

責任共有制度

責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。

なお、セーフティネット保証や小規模事業者・創業者などを対象とした、責任共有対象外の保証制度もあります。

責任共有制度の詳細

具体的な方式	金融機関がリスクを負担する方式は、「部分保証方式」と「負担金方式」があります。（金融機関が選択します） ①部分保証方式 金融機関が融資する額の一定割合を保証する方式 ②負担金方式 金融機関の過去の保証利用実績（保証債務平均残高や代位弁済率等実績）に基づき一定の負担金を支払う方式
金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は20%
主な対象除外制度	次の制度については対象除外となっております。 ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号および6号 ②災害関連保証 ③創業関連保証 ④特別小口保険に係る保証 ⑤事業再生保証 ⑥小口零細企業保証（県・市町村の小口資金など） ⑦求償権消滅保証 ⑧中堅企業特別保証 ⑨東日本大震災復興緊急保証 ⑩事業再生計画実施関連保証（責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合） ⑪危機関連保証 ⑫伴走支援型特別保証（責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合）

<責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図>

①部分保証方式

保証時点

80%
保証部分

20%
非保証部分

代位弁済時点

80%
信用保証協会からの代位弁済額

20%
プロパー分

金融機関は80%の保証部分について、信用保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

②負担金方式

保証時点

100%
保証部分

代位弁済時点

100%
信用保証協会からの代位弁済額

20%
負担金

金融機関は100%信用保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなります。

信用保証料

信用保証料

基準となる料率は中小企業者の経営状況に応じ、責任共有制度の対象となる場合では年0.45～1.90%の範囲内で次のとおりです。

県制度資金については、県で保証料の一部又は全額補給を実施しています。また、市町村制度については、各市町村で保証料の一部又は全額補給を実施しています。

信用保証料率表 (%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (下段は特殊料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有対象外保証料率 (下段は特殊料率)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

信用保証料決定のプロセス

- ① 決算データについて、中小企業信用リスク情報データベース（略称CRD）のスコアリングモデルに基づいて評価します。
- ② 評価結果に応じて基準となる料率を決定します。
- ③ 会計参与を設置している場合は中小企業会計割引として0.1%を、担保を提供いただいた場合は有担保割引として0.1%をそれぞれ割引し、最終的な保証料率となります。また事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用の場合は要件に応じ、0.25%または0.45%の割増後、最終的な保証料率となります。
 - ※ 上記表の特殊料率とは、「カードローン根保証」「当座貸越根保証」「手形割引根保証」を利用する場合の料率です。
 - ※ CRDは、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を目的に設立された中小企業を対象とした日本最大の信用情報データベースです。
 - ※ 貸借対照表を作成していない個人事業者または決算データの無い創業者については、一律1.15%（責任共有対象外の場合1.35%）の保証料率が適用されます。

信用保証料の計算方法

<一括返済の場合>

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月数）} \div 12 \times \text{保証料率}$$

<分割返済の場合>

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月数）} \div 12 \times \text{保証料率} \times \text{分割返済係数}$$

分割返済係数

返済回数	分割返済係数
2回 ～ 6回	0.70
7回 ～ 12回	0.65
13回 ～ 24回	0.60
25回以上	0.55

※不均等分割返済、据置金額がある場合等は別途計算が必要となります。

主な保証制度一覧（秋田県制度）

制 度 名			略 称		借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率※② (企業負担、%)			
秋田県の特別保証制度	中小企業振興資金	一 般 資 金		振 興 固 定		1 億円	10年	2.10 (※①)	1.55以内 (※④)		
				振 興 変 動			運転 10年 設備 15年	1.85 (※①、⑥)			
				S D G s 推 進 枠	固 定		10年	1.90 (※①)			
					変 動		運転 10年 設備 15年	1.65 (※①、⑥)			
		小 規 模 事 業 振 興 資 金		マ ル 小	(県小口と合算で) 2,000万円	10年	2.10 (※①)	0.45以内 (※⑤)			
		流 動 資 産 担 保 資 金		県 A B L	1 億円	1 年 (更新可)	1.75	0.68以内			
	中 小 企 業 災 害 復 旧 資 金		災 害 復 旧		3,000万円	10年	1.50 (※①)	0			
	経営安定資金	経 営 安 定 資 金 (通 常 枠)		受 注 減		8,000万円	10年	1.70 (※①)	1.55以内 (※④)		
				連 倒					1.55以内 (※⑤)		
		秋 田 県 経 営 力 強 化 保 証 (経 営 力 強 化 枠)		県 経 営 力 強 化		2 億 8 千 万 円	運転 5 年 設備 7 年 既往借入金の借り換え 10年	1.70	1.40以内 (※⑨)		
		原油・原材料等価格高騰対策枠		経営安定価格高騰		4,000万円	10年	1.50	1.40以内 (※⑧)		
		秋田県事業再生計画実施関連保証 ＜経営改善・再生支援強化型＞ (事 業 再 生 枠)		県 改 善 サ ポ 経 再		2 億 8 千 万 円	15年	1.90	0.3		
		秋 田 県 小 口 零 細 企 業 保 証		県 小 口		2,000万円	10年	1.90	0.50以内		
		創業支援資金	秋 田 県 創 業 支 援 資 金		県 創 業 関 連		3,500万円 (※⑦)	10年	1.45 (創業塾受講者 県内移住後 3 年以内、 の方は 1.25%)	0.60以内	
					女性・若者支援枠		2,500万円			1.25	0
			秋 田 県 ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 促 進 資 金		ス リ ー S 保 証 ^{エス}		3,500万円 (※⑦)			1.45 (創業塾受講者、 県内移住後 3 年以内 の方は 1.25%)	0.80以内
					女性・若者支援枠		2,500万円				1.25
	責任共有制度の対象除外資金	秋 田 県 再 建 企 業 特 別 融 資 資 金		県 再 起		3,500万円 (※⑦)	10年	金 融 機 関 所 定	0.70以内		
				県 事 業 再 生		2 億円	10年	金 融 機 関 所 定	1.2以内		
		事業革新資金	事 業 革 新 資 金		新事業事業革新		1 億円 (※⑬)	10年	1.45 (※⑩)	0.60以内 (※⑬)	
			事 業 革 新 資 金 賃 金 水 準 向 上 枠		事業革新(賃金向上)		2 億円			0	
	事業承継資金	秋 田 県 事 業 承 継 資 金		県 事 業 承 継		1 億円 (※⑭)	10年	1.45 (※⑩) (後継者育成塾受講 者、所定の機関から 支援を受けた方は 1.25%)	0		
		秋 田 県 事 業 承 継 資 金 融 資 特 別 保 証 (経 営 者 保 証 特 別 枠)		バ ト ン タ ッ チ		2 億円	10年	1.45 (中小企業活性化協 議会及び事業承継・ 引継ぎ支援センター の確認を受けた方は 1.25%)	0		
		秋 田 県 経 営 承 継 借 換 資 金 融 資 制 度 (経 営 者 保 証 特 別 枠)		県 承 継 借 換		2 億円	10年		0		
	その他	再生可能エネルギー設備資金		エ ネ ル ギ ー 設 備		2 億円	15年	1.45	1.07以内		
		再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 産 業 参 入 支 援 資 金		エ ネ ル ギ ー 産 業 参 入		2 億 8 千 万 円			0		
		中 小 企 業 連 携 支 援 資 金		グ ル ー プ 連 携		5,000万円	10年	1.45	0.60以内		
		中 小 企 業 ア グ リ サ ポ ー ト 資 金		県 ア グ リ		2,500万円	10年	1.70	0.60以内		
賃金水準向上資金融資保証 (中小企業特定社債保証)		賃 金 水 準 向 上 (社 債)		3 千万円以上 5 億 6 千万円以内 (※⑮)	2 年～7 年	金融機関所定	0				

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。 ※② 事業者選択型
※④ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。 ※⑤ セーフティネット保証を併用する
各金融機関によって借入時の金利が異なる場合がありますので、詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※⑦ 県創業関連、スリー S保証、県再起については、合
なります。 ※⑩ セーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。 ※⑪ 事業者選択型経営者保証非提供制
J A秋田ふるさと、J A秋田なまはげを除く金融機関でのお取り扱いとなります。 ※⑬ 環境調和型産業集積支援事業の認定を受け、当該事業を行う場合は2億円。 ※⑭ 事業承継
および6号認定を併用する場合の保証料率は、0.70%となります。

担 保	取扱金融機関※③	備 考
必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	借入から完済まで借入利率が一定となります。
在庫または 売掛債権のみ		借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。
原則不要		経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、秋田県認定・表彰の「秋田県SDGsパートナー制度」、「秋田県健康経営優良法人」、「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人」、「秋田県女性の活躍推進企業表彰」、「秋田県子ども・子育て変 動支援知事表彰」「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」のいずれかを取得している企業が対象となります。
必要に応じ		従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。
原則不要	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。
必要に応じ		災害によって直接的又は間接的な被害を受けた企業が対象となります。ご利用時は、次の何れかの書類が必要です。 ① 市町村の雇災証明書または公的機関発行の雇災証明書に準じる被害証明書等 ② 取扱金融機関から確認を受けた中小企業災害復旧資金被害状況確認書 ③ セーフティネット4号認定書(自然災害に限る)
原則不要		この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上
必要に応じ		倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有する企業が対象です。
原則不要	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う企業が対象です。
必要に応じ		原油・原材料等の仕入価格が高騰しているにもかかわらず、価格転嫁できていない方が対象です。
原則不要		資材高騰、物価高や人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した「事業再生計画」に基づき、事業再生を行う中小企業者への資金調達を支援します。
必要に応じ		従業員20名(商業・サービス業は5名)以下の小規模企業者で申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。
不要	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。
不要		上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。
不要		これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連帯保証人なしでの資金調達を支援します。 (税務申告1期末終了の場合は、創業資金総額の1/10の自己資金が必要になります。)
必要に応じ		上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。
不要	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。
必要に応じ		法的な再建手続により事業再生に取り組む方が対象です。
必要に応じ		この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場(海外を含む)進出による事業展開を図ろうとする方 ⑤ 第二創業による事業展開を図ろうとする方 上記③または④に該当する方で賃金水準向上計画を策定している方。
必要に応じ		次の何れかが対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方であって、事業開始後1年未満の方 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方であって、事業開始後1年未満の方 ③ 事業承継により従業員等が代表となり、1年を経過していない法人(新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。) ④ 事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方
必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。
必要に応じ		経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた県内中小企業について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。
必要に応じ		発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。
必要に応じ		再生可能エネルギー発電事業を行う方又は同発電設備に関連する事業を行う方の必要資金を支援します。
必要として保証金額 が2億円を超える 場合は担保が必要	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。
必要として保証金額 が2億円を超える 場合は担保が必要		事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とする農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。(農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く)
必要として保証金額 が2億円を超える 場合は担保が必要		適債基準を満たし、かつ賃金水準向上計画を策定している方が対象です。
必要として保証金額 が2億円を超える 場合は担保が必要		

※経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証利率に0.25%または0.45%が上乗せされます。 ※③「県小口」は商工組合中央金庫を除く金融機関でのお取り扱いとなります。場合の保証利率は、1号～4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※⑥ お借入後の利率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。また、算で3,500万円が上限となります。 ※⑧ セーフティネット5号を併用する場合の保証利率は0.56%となります。 ※⑨ セーフティネット5号を併用する場合の保証利率は0.50%と度を利用する場合は、表記保証利率に0.25%または0.45%が上乗せされます。 ※⑫「賃金水準向上(社債)」は、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あすか信用組合、JA秋田しんせい、に併い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円。 ※⑮ 保証限度額は4億5千万円となります。 ※⑯ セーフティネット保証の1号～4号お

信用保証協会
とは、
プロファイル

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

令和6年度
業務実績

令和6年度
決算報告

令和7年度
経営計画に
ついて

個人情報
保護について

コンプライアンス
について

主な保証制度一覧（国制度・協会制度）

制 度 名		略 称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%)	保証料率※① (企業負担、%)
国・保証協会の特別保証制度	継 続 型 短 期 融 資 保 証	継 続 短 期	100万円以上 8,000万円以内	1 年	1.5以内	1.80以内
		継続短期 (SDGs型)				1.75以内
	経 営 相 談 付 長 期 設 備 資 金	順 風 満 帆	2,000万円以上 2 億 8 千 万 円 以 内	20年	金融機関所定	1.80以内
	当 座 貸 越 根 保 証	当 貸	2 億 8 千 万 円	2 年 (更新可)		1.62以内
	事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	カ ー ド	2,000万円			
	小規模企業者カードローン	カ ー ド mini	300万円			
	経 営 承 継 関 連 保 証	経 営 承 継	2 億 8 千 万 円	運 転 10年 設 備 15年		1.90以内
	特 定 経 営 承 継 関 連 保 証	特 定 経 営 承 継	2 億 8 千 万 円			
	経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	経 営 承 継 準 備	2 億 8 千 万 円			
	特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	特 定 経 営 承 継 準 備	2 億 8 千 万 円			
	事 業 承 継 特 別 保 証	承 継 特 別	2 億 8 千 万 円	10年		1.90以内 (中小企業活性化 協議会及び事業 承継・引継ぎ支 援センターの確 認を受けた方は 1.15%以内)
	経 営 承 継 借 換 関 連 保 証	承 継 借 換	2 億 8 千 万 円			
	事 業 承 継 サ ポ ー ト 保 証	事業承継サポート	2 億 8 千 万 円	15年		1.15
	創業者不動産取得支援保証	不動産取得(創業)	1 億円	20年		1.80以内
	スタートアップ創出促進保証	S S S 保 証	3,500万円	10年	1.08以内	
	税 理 士 推 薦 特 別 保 証	税 理 士 推 薦	2,000万円 (直近における平均月商 の3カ月の範囲内)	10年	1.90以内	
	経 営 力 強 化 保 証	経 営 力 強 化	2 億 8 千 万 円	運 転 5 年 設 備 7 年 既往借入金の借り換え 10年	1.75以内	
	事業再生計画実施関連保証	経 改 サ ポ ー ト	2 億 8 千 万 円	15年	1.0以内	
	事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	改 善 サ ポ 経 再	2 億 8 千 万 円	15年	0.30	
	協 調 支 援 型 特 別 保 証	協 調 特 別	2 億 8 千 万 円	10年	0.95以内	
	流 動 資 産 担 保 融 資 保 証	流 動 資 産	2 億円	1 年 (更新可)	0.68以内	
	財務要件型無保証人保証	財務型無保証人	2 億 8 千 万 円	7 年	1.90以内	
	事 業 者 選 択 型 経 営 者 保証非提供促進特別保証	国 補 助 選 択 型	8,000万円 (※②)	10年	2.55以内 (※③)	
プロパー融資借換特別保証	プ ロ パ ー 借 換	2 億 8 千 万 円	10年	1.90以内		

※① 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされます。

※② セーフティネット4号または5号利用の場合は上限1億6千万円。

※③ セーフティネット4号を利用の場合は1.23%以内、セーフティネット5号を利用の場合は1.11%以内。

担 保	取扱金融機関	備 考
必要に応じ	約定書締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。
必要に応じ		SDGsに賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行う方が対象となります。
保証金額 5千万円までは 原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組（当貸・カード除く）、みずほ銀行、青森みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行（当貸のみ）、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行、商工中金（当貸のみ）、かづの農協（当貸のみ）	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
原則不要		金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。
原則不要		従業員数20名以下（商業、サービス業は5名以下）の小規模企業者の方のタイムリーな資金調度を支援します。
必要に応じ	約定書締結金融機関	事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など）
		事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（前代表者が所有する株式等取得資金など）
		他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（M&Aによる株式等取得資金など）
		事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。（代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など）
		事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げします。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。
		経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げします。
		事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約するための資金を調達できます。
必要		事業開始後1年未満の方が、不動産取得する際の資金調度を支援します。
不要		これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連帯保証人なしでの資金調度を支援します。（税務申告1期末終了の場合は、創業資金総額の1／10の自己資金が必要になります。）
原則不要		東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調度を支援します。
必要に応じ	約定書締結金融機関	金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う企業が対象です。
		認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者への資金調度を支援します。
		資材高騰、物価高や人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って、事業再生を行う中小企業者への資金調度を支援します。
		金融機関からの借入（プロパー融資）と本制度の利用を同時に行うことなどにより、資材高騰、物価高や人手不足等の影響を受ける中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、経営の安定や事業の発展など経営課題解決に向けた資金調度を支援します。
在庫または 売掛債権のみ		在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。
必要に応じ		経営者保証を不要とした資金調達により、中小企業者の設備投資や事業拡大を支援します。
不要	約定書締結金融機関	一定の要件を満たす中小企業者について信用保証料率の上乗せにより経営者保証を不要とした借入ができる制度です。（信用保証料の一部を国が補助しています。）
必要に応じ		金融機関からの借入（プロパー融資）を本制度で借換することで、経営者保証を不要とすることができます。

信用保証協会
とは、
プロパー
ルール秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
（秋田県制度）主な保証制度
（国制度）
協制度主な保証制度
（市町村制度）企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報
保護についてコンプライアンス
について

主な保証制度一覧（市町村制度）

令和7年4月1日現在

① 一般資金（原則として、責任共有制度の対象となります）

市町村名	略 称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（％）
秋 田 市	マ ル 市	運転・設備	3,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.90
潟 上 市	マ ル K		2,000 万円		10 年	1.75
男 鹿 市	マ ル 男		1,500 万円			
五 城 目 町	マ ル 五		1,000 万円			
八 郎 潟 町	マ ル 八		1,000 万円			
井 川 町	マ ル 井		1,000 万円			
大 潟 村	マ ル 潟	運転・設備	1,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.75
大 館 市	マ ル 大		2,000 万円			
鹿 角 市	マ ル 鹿		2,000 万円			
北 秋 田 市	マ ル 北		1,500 万円			
小 坂 町	マ ル 坂		1,000 万円			
上小阿仁村	マ ル 上		1,000 万円			
能 代 市	マ ル 能	運転・設備	2,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.75
八 峰 町	マ ル 樺		1,000 万円			
三 種 町	マ ル 三		2,000 万円			
藤 里 町	マ ル 藤		1,000 万円			
由 利 本 荘 市	マ ル 荘	運転・設備	2,000 万円		7 年	1.95
に か ほ 市	マ ル に		2,000 万円		10 年	
大 仙 市	マ ル 仙	運転・設備	2,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.75
仙 北 市	マ ル セ		2,000 万円			
美 郷 町	マ ル 美		1,500 万円			
横 手 市	マ ル 横	運転・設備	2,000 万円		10 年	1.75
湯 沢 市	マ ル ゆ		2,000 万円			
羽 後 町	マ ル 羽		2,000 万円		15 年	所定
東 成 瀬 村	マ ル 東	運転	1,000 万円	0%（全額補給）	10 年	1.75
		設備	2,000 万円			

② 小規模事業者向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・従業員数 20 名以下（商業・サービス業の場合は 5 名以下）で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000 万円以内となる小規模企業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（％）
秋 田 市	マ ル 市 小 口	運転・設備	2,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.70
潟 上 市	マ ル K 小 口		1,250 万円		10 年	1.55
男 鹿 市	マ ル 男 小 口		1,500 万円			
五 城 目 町	マ ル 五 小 口		1,000 万円			
八 郎 潟 町	マ ル 八 小 口		1,000 万円			
井 川 町	マ ル 井 小 口		1,000 万円			
大 潟 村	マ ル 潟 小 口	運転・設備	1,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.55
大 館 市	マ ル 大 小 口		1,250 万円			
鹿 角 市	マ ル 鹿 小 口		2,000 万円			
能 代 市	マ ル 能 小 口	運転・設備	2,000 万円		10 年	1.55
八 峰 町	マ ル 樺 小 口		1,000 万円			
三 種 町	マ ル 三 小 口		2,000 万円			
藤 里 町	マ ル 藤 小 口	運転・設備	1,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	7 年	1.75
由 利 本 荘 市	マ ル 荘 小 口		2,000 万円			
に か ほ 市	マ ル に 小 口		2,000 万円			
大 仙 市	マ ル 仙 小 口	運転・設備	1,250 万円		10 年	1.55
仙 北 市	マ ル セ 小 口		1,250 万円			
美 郷 町	マ ル 美 小 口		1,250 万円			
横 手 市	マ ル 横 小 口	運転・設備	1,250 万円	0%（全額補給）	10 年	1.55
湯 沢 市	マ ル ゆ 小 口		2,000 万円			
羽 後 町	マ ル 羽 小 口		2,000 万円			
東 成 瀬 村	マ ル 東 小 口	運転	1,000 万円		10 年	1.55
		設備	2,000 万円			

③ 創業者向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・不動産取得に係る資金は対象外となります。(マル市創業を除く)

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（％）
秋 田 市	マ ル 市 創 業	運転・設備	2,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.70 (1.90)
男 鹿 市	マ ル 男 創 業		1,000 万円	0%（全額補給）		1.55
五 城 目 町	マ ル 五 創 業		1,000 万円			
八 郎 潟 町	マ ル 八 創 業		1,000 万円			
井 川 町	マ ル 井 創 業		1,000 万円			
大 館 市	マ ル 大 創 業	運転・設備	1,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10 年	1.55
鹿 角 市	マ ル 鹿 創 業		1,000 万円			
小 坂 町	マ ル 坂 創 業		1,000 万円			
能 代 市	マ ル 能 創 業	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.55
八 峰 町	マ ル 樺 創 業		1,000 万円			
三 種 町	マ ル 三 創 業		2,000 万円			
藤 里 町	マ ル 藤 創 業		1,000 万円			
に か ほ 市	マ ル に 創 業	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.75
大 仙 市	マ ル 仙 創 業	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.55
仙 北 市	マ ル セ 創 業		1,000 万円			
美 郷 町	マ ル 美 創 業		1,000 万円			
横 手 市	マ ル 横 創 業	運転・設備	1,000 万円		10 年	1.55

④ 創業者向けの資金（SSS保証）

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・経営者保証が不要となります。(対象：法人のみ)

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率（企業負担）	借入期間	借入金利（％）
秋 田 市	マル 無（ＳＳＳ）	運転・設備	1,000万円	0％（全額補給）	10年	1.70
五 城 目 町	マル五創業（ＳＳＳ）		1,000万円		10年	1.55
八 郎 潟 町	マル八創業（ＳＳＳ）		1,000万円			
井 川 町	マル井創業（ＳＳＳ）		1,000万円		10年	1.55
大 館 市	マル大創業（ＳＳＳ）	運転・設備	1,000万円	0.20％	10年	1.55
八 峰 町	マル樺創業（ＳＳＳ）	運転・設備	1,000万円		10年	1.55
三 種 町	マル三創業（ＳＳＳ）		2,000万円			
大 仙 市	マル仙創業（ＳＳＳ）	運転・設備	1,000万円		10年	1.55
仙 北 市	マルセ創業（ＳＳＳ）		1,000万円			
美 郷 町	マル美創業（ＳＳＳ）		1,000万円			
横 手 市	マル横創業（ＳＳＳ）	運転・設備	1,000万円	0％（全額補給）	10年	1.55

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じて提供いただくこともございます。(各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。)
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。

企業支援のための取り組み

専門家派遣事業

お客様が「強み」を伸ばし、また課題を解決するためのお手伝いとして、マーケティングや情報システム化、税務・会計など様々な分野の専門家を派遣しております。派遣に係る費用は当協会が負担いたしますので、お客様は無料※でご利用いただけます。令和6年度は延べ77企業にご利用いただきました。

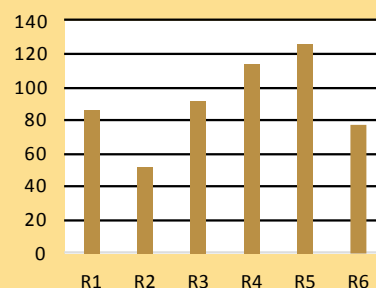
ご利用いただいたお客様からは、「財務内容の改善」「役職員の知識・技術力の向上」「売上や利益の増加」などの効果があつたと報告を受けており、事業の成長につながる活用が図られています。

※派遣回数を超えた分の費用は、お客様の負担となる場合があります。



対 象	当協会をご利用中の方・これからご利用される方
派 遣 回 数	最大7回
謝 金	専門家への謝金は当協会が負担します
旅費・宿泊費	専門家の旅費・宿泊費は当協会が負担します (ただし、金額に上限があります)
派遣先企業数	100社(予定)

派遣先企業数の推移(社/者)



● 専門家テーマ別実績

テーマ	企業数
販 路 開 拓	20
新 商 品 開 発	2
店 舗 管 理	3
組 織・人 材 育 成	5
I T・情 報 化	11
技 術・生 産 管 理	2
デ ザ イ ン	7
財 務	13
税 務	3
労 務	6
事業計画の策定	1
経営改善計画の策定	3
創業計画の策定	1
計	77

● 専門家派遣利用企業業種別実績

製 造 業	10
建 設 業	9
卸 売 業	1
小 売 業	23
飲 食 業	5
サ ー ビ ス 業	24
運 送 業	3
不 動 産 業	2
合 計	77

経営診断サービスの提供

当協会を利用されているお客様の経営改善活動をサポートするため、一般社団法人CRD協会が提供している経営分析ツールの中小企業経営診断システム(Management consulting Support System/略称:McSS)によって得られた財務分析などの総合評価結果診断書を無料で提供しています。(※法人企業限定)

McSSは、お客様の財務状況について評価し、蓄積された全国データを比較した信用力の「位置づけ」と、財務面の「強み・弱み」を表示する「財務診断ツール」であり、令和6年度は506企業に資料を提供しました。



創業支援

創業を計画している方や創業後間もない方を対象に、当協会の創業支援担当職員が創業前から事業が安定するまで一貫した支援を行います。

令和6年度の創業者向け保証制度の実績は利用企業者238社、保証承諾額1,395百万円となりました。

◆企業訪問・フォローアップ

お客様を訪問し、創業後の状況やお悩みを共有し、お客様の課題解決に向けてサポートを行っております。

令和6年11月には、フォローアップの一環として開業後5年未満の創業者687社に対しダイレクトメールを発送し、金融・経営相談に対応いたしました。

◆創業ガイドブックの作成・支援メニューの提供

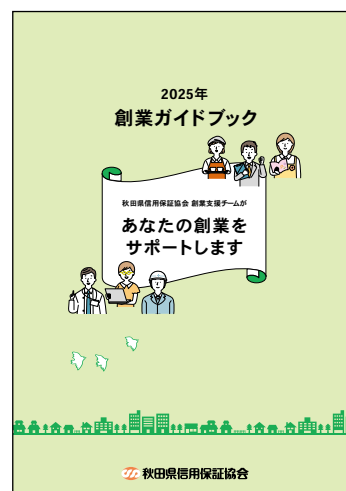
創業のための準備、創業に関する保証制度や関係機関の補助金等の情報をご提供します。

◆起業塾・創業塾への職員派遣

関係機関が主催する起業者向けのセミナー等に創業支援担当職員が出席し、創業者向け保証制度についてなど説明を行っております。

◆起業者交流会の開催

起業・創業に必要な情報提供を行うほか、不安解消や人脈形成のお手伝いとして、起業者同士の交流の場をご提供します。



信用保証協会
とは／
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

令和6年度
業務実績

令和6年度
決算報告

令和7年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

事業承継支援

経営者の高齢化、後継者不足による事業承継問題が深刻化していることから、事業承継をお考えのお客様に対して様々な支援を行います。

◆秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』の利用推進

円滑な事業承継を支援するため、一定の要件を満たす企業について、事業承継時の経営者保証を不要とする秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』を推進しております。令和6年度の実績は、利用企業者18社、保証承諾額1,184百万円となりました。

◆ニーズに応じた保証制度の利用

企業間買収（M & A）のための経営承継準備関連保証や従業員等による企業買収（EBO）など、様々な事業形態に応じてご利用いただける特別保証制度をご用意しております。令和6年度の実績は利用企業者21社、保証承諾額780百万円となりました。

◆関係機関との連携強化

金融機関と連携し、将来の事業存続に課題や悩みを抱えるお客様を訪問し、事業承継に向けた準備や、必要に応じて事業承継相談機関等へ斡旋を行います。

事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

秋田県事業承継資金融資特別保証制度

バトンタッチ

保証額最大 **2億円**

事業承継したいが、
次期社長を目指すのやめよう
借入者の保証人にするのは
やめようという声は
多いですね

社長になるのは良いが、
借入者の保証人になるのは
やめようという声は
多いですね

県内の中小企業の円滑な事業承継を支援するため、
一定の要件を満たす企業について、事業承継時の経営者保証を不要とする制度です。

詳しくは表紙をご覧ください

経営者保証 不要

保証料全額 負担なし

経営者保証ありの
既存借入金 についても **借り換え可能**

秋田県信用保証協会
https://www.cgc-akita.or.jp

経営課題を抱える企業への支援

新型コロナ対策資金の返済据え置き期間中の方や過剰債務を抱えた方等に対しモニタリング等を実施し、経営状況の把握及び経営課題解決に向けての専門家派遣、協会内中小企業診断士による経営改善計画の策定支援、商談会出展支援等を行っております。

◆モニタリング・フォローアップ

企業訪問を主体に令和6年度は469企業へのモニタリング・フォローアップを実施いたしました。

また実施したモニタリング・フォローアップの結果を分析し、中小企業のニーズを把握するとともに金融機関をはじめとする関係機関との情報共有を行い、経営支援につなげております。

◆販路拡大支援

販路拡大支援として、商談会等への参加斡旋や出展料・旅費等の一部補助を行っております。

● 令和6年度実績

商談会名	斡旋企業者数
県産食材マッチング商談会2024	15企業
OSAKAビジネスフェア2024	5企業
ビジネスマッチ東北2024	7企業

信用保証協会
とは、
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

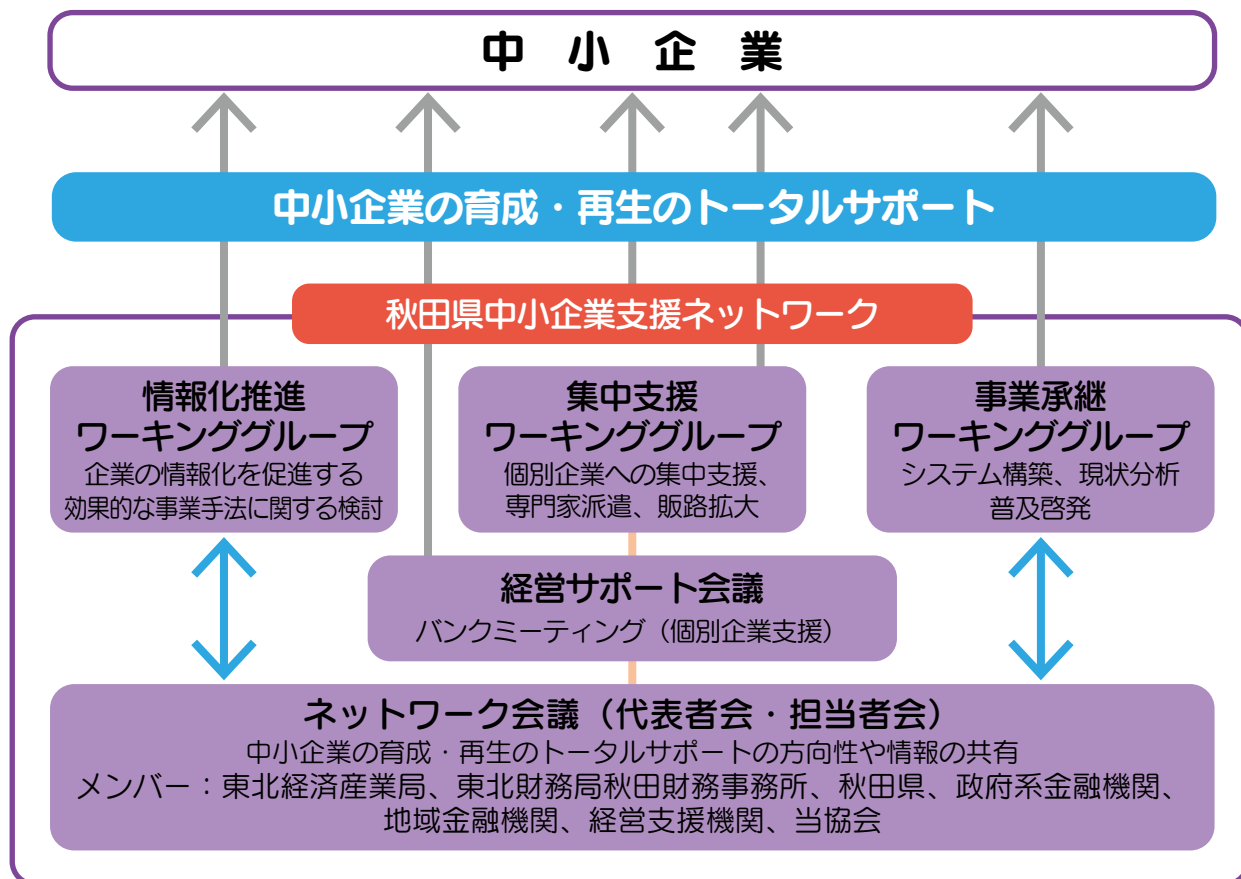
信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協同制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報
保護についてコンプライアンス
について

関係機関との連携

◆秋田県中小企業支援ネットワーク

中小企業の育成・再生のトータルサポートを行うため、秋田県・金融機関・経営支援機関等と「秋田県中小企業支援ネットワーク」を形成し、情報共有や個別企業の支援を行っています。



※集中支援ワーキンググループおよび経営サポート会議（バンクミーティング含む）については、当協会が事務局を担当しています。
令和6年度開催回数 集中支援ワーキンググループ会議 38企業支援

相談窓口メニュー

当協会では、下記の様々な相談窓口を設けて対応しております。お近くの協会窓口または当協会ホームページよりお気軽にご相談ください。

（お近くの協会窓口は最終ページをご参照ください）



信用保証協会
とは、
プロファイ
秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
（秋田県制度）

主な保証制度
（国制度・協会制度）

主な保証制度
（市町村制度）

企業支援の
ための
取り組み

令和6年度
業務実績

令和6年度
決算報告

令和7年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライア
ンス
について

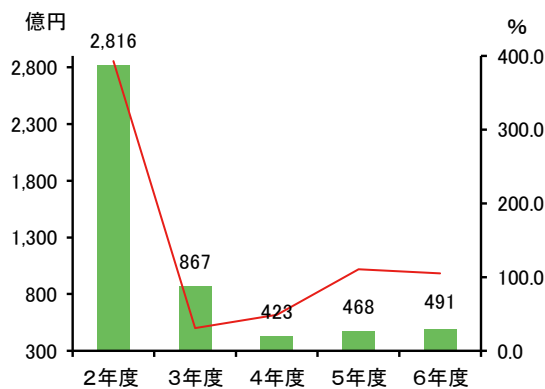
令和6年度業務実績

事業概況（過去5年間）

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

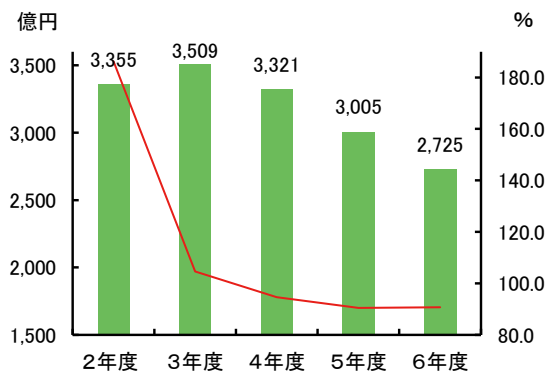
年度	項目	件数	金額	前年比
2年度		19,991	281,562	393.1
3年度		6,369	86,727	30.8
4年度		4,487	42,252	48.7
5年度		4,406	46,778	110.7
6年度		4,408	49,128	105.0



保証残高

(単位:件、百万円、%)

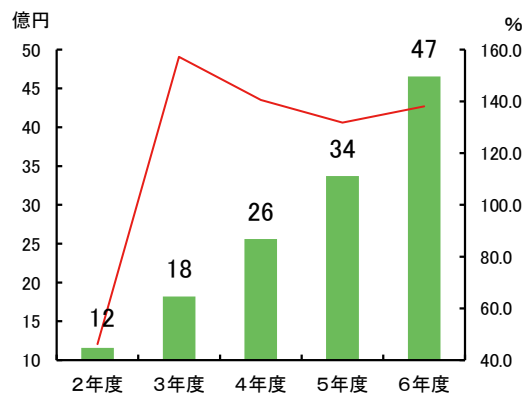
年度	項目	件数	金額	前年比
2年度		31,747	335,499	186.3
3年度		31,656	350,889	104.6
4年度		31,374	332,094	94.6
5年度		30,001	300,478	90.5
6年度		28,936	272,521	90.7



代位弁済

(単位:件、百万円、%)

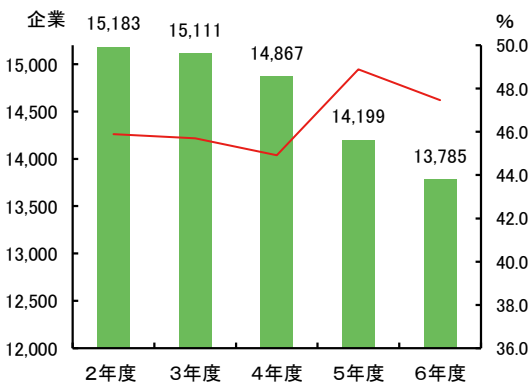
年度	項目	件数	金額	前年比
2年度		157	1,158	46.2
3年度		190	1,821	157.2
4年度		273	2,559	140.6
5年度		399	3,371	131.7
6年度		509	4,653	138.0



保証利用企業数

(単位:企業、%)

年度	項目	企業数	増減数	※利用度
2年度		15,183	2,120	45.9
3年度		15,111	-72	45.7
4年度		14,867	-244	44.9
5年度		14,199	-668	48.9
6年度		13,785	-414	47.5



※利用度:保証利用企業数÷中小企業者数 [令和元~4年度…33,096企業]
5年度…29,042企業
(中小企業庁公表資料より)

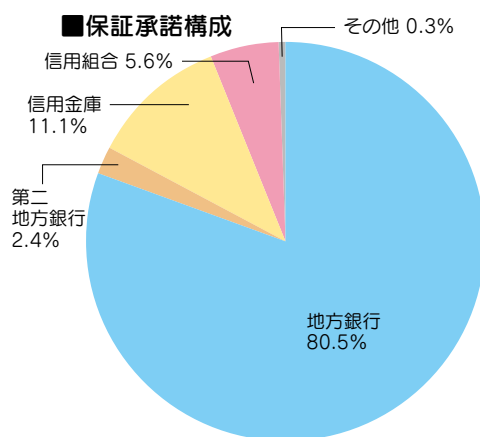
■ 金額、企業数 — 前年比、利用度

令和6年度金融機関別保証状況

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

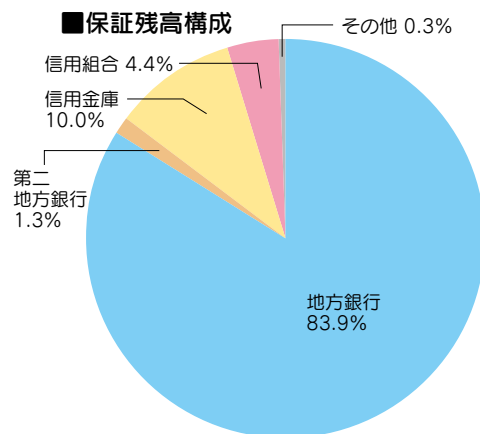
金融機関	項目	件数	金額	前年比
地方銀行		3,159	39,559	103.3
第二地方銀行		78	1,181	209.9
信用金庫		809	5,477	104.3
信用組合		340	2,755	109.1
その他		22	156	108.7
合計		4,408	49,128	105.0



保証残高

(単位:件、百万円、%)

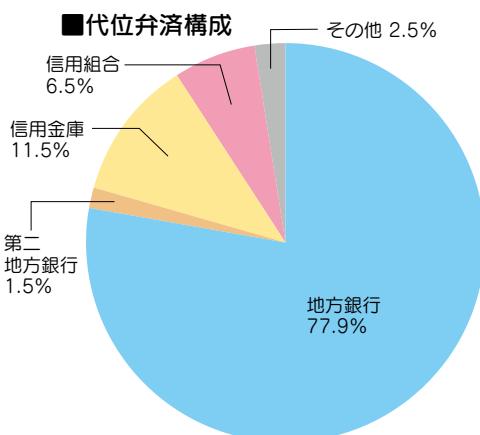
金融機関	項目	件数	金額	前年比
地方銀行		22,147	228,674	90.4
第二地方銀行		324	3,672	97.6
信用金庫		4,560	27,314	91.0
信用組合		1,835	12,125	93.5
その他		70	735	82.9
合計		28,936	272,520	90.7



代位弁済

(単位:件、百万円、%)

金融機関	項目	件数	金額	前年比
地方銀行		378	3,627	134.1
第二地方銀行		7	72	98.2
信用金庫		73	533	145.2
信用組合		45	304	136.9
その他		6	117	3489.5
合計		509	4,653	138.0



信用保証協会
とは、
プロファイル

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

令和6年度
業務実績

令和6年度
決算報告

令和7年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

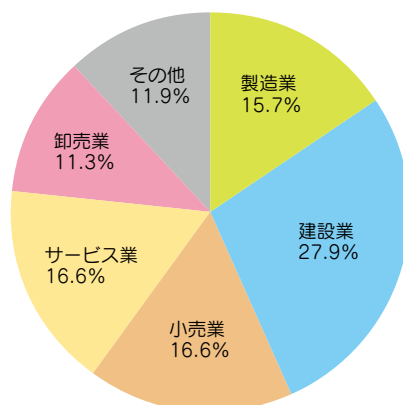
令和6年度業種別保証状況

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		635	7,719	102.7
建設業		1,236	13,683	108.1
小売業		1,002	8,131	105.1
サービス業		811	8,170	105.8
卸売業		307	5,567	108.0
その他		417	5,858	97.7
合計		4,408	49,128	105.0

■保証承諾構成比

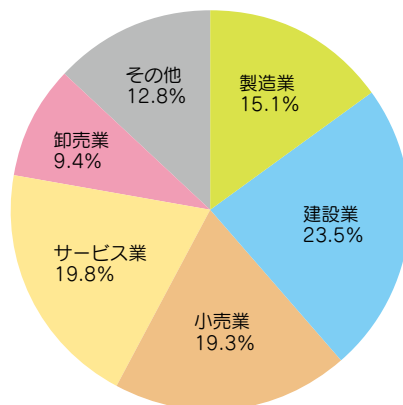


保証残高

(単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		3,696	41,204	90.3
建設業		7,309	64,030	90.2
小売業		7,112	52,625	89.1
サービス業		5,760	54,073	93.1
卸売業		1,969	25,636	90.4
その他		3,090	34,953	91.1
合計		28,936	272,521	90.7

■保証残高構成比

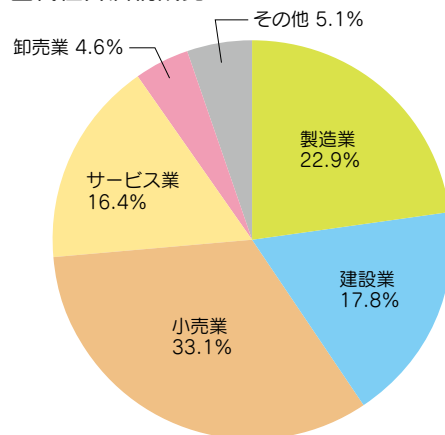


代位弁済

(単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		94	1,067	151.7
建設業		105	827	171.3
小売業		194	1,542	159.3
サービス業		76	764	164.6
卸売業		11	216	68.7
その他		29	237	54.0
合計		509	4,653	138.0

■代位弁済構成比

信用保証協会
とは、
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報の
保護についてコンプライアンス
について

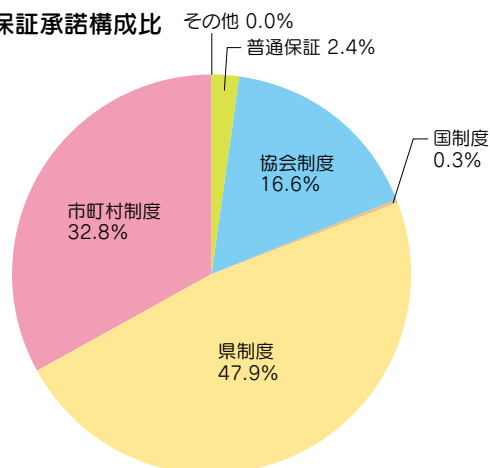
令和6年度制度別保証状況

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		50	1,167	143.4
協会制度		1,059	8,156	94.3
国制度		15	147	38.1
県制度		1,122	23,553	99.9
市町村制度		2,162	16,105	120.5
その他		0	0	—
合計		4,408	49,128	105.0

■保証承諾構成比

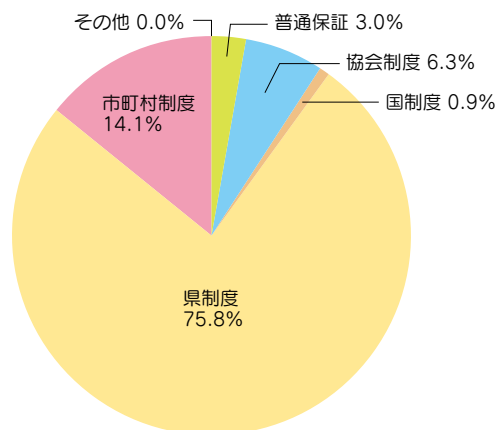


保証残高

(単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		423	8,106	92.3
協会制度		2,199	17,067	95.2
国制度		111	2,363	94.6
県制度		17,847	206,529	87.7
市町村制度		8,356	38,456	107.4
その他		0	0	—
合計		28,936	272,521	90.7

■保証残高構成比

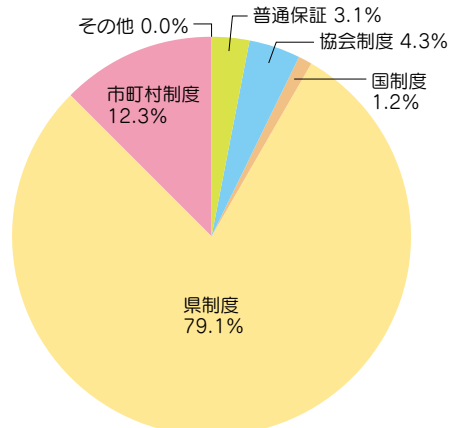


代位弁済

(単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		6	143	766.6
協会制度		38	198	116.2
国制度		3	58	38.7
県制度		343	3,681	138.7
市町村制度		119	573	151.6
その他		0	0	—
合計		509	4,653	138.0

■代位弁済構成比



信用保証協会
とは、
プロファイル

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

令和6年度
業務実績

令和6年度
決算報告

令和7年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

令和6年度市郡別保証状況

(単位:件、百万円、%)

項目 地域	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
秋田市	1,330	15,387	115.4	10,090	99,021	91.3	168	1,349	143.6
男鹿市	88	860	95.2	670	6,783	89.2	11	167	87.1
潟上市	127	1,192	122.8	849	6,678	88.3	17	186	143.5
南秋田郡	63	647	58.0	482	3,764	88.2	5	14	23.9
大館市	319	3,656	96.5	2,090	21,402	89.5	23	203	98.8
鹿角市	131	1,606	107.7	785	7,604	91.2	9	32	36.0
北秋田市	123	1,081	92.2	737	5,837	87.2	13	77	219.4
鹿角郡	19	470	161.7	90	1,212	107.6	3	2	15.3
北秋田郡	14	148	101.2	54	515	82.5	7	76	-
能代市	258	2,576	124.8	1,453	13,945	91.0	20	231	64.7
山本郡	99	1,181	206.3	557	4,381	92.2	10	80	25.5
由利本荘市	456	4,264	133.0	2,061	14,897	95.1	19	185	311.0
にかほ市	157	2,030	111.8	798	7,743	96.1	31	216	725.4
大仙市	324	3,740	115.2	2,237	18,189	86.2	56	595	667.0
仙北市	129	1,477	88.0	828	6,475	86.9	22	148	1871.5
仙北郡	76	622	118.1	422	3,327	89.5	5	52	1967.8
横手市	394	4,658	119.8	3,002	30,980	91.8	45	463	78.4
湯沢市	200	2,188	40.1	1,211	13,652	89.9	31	245	138.6
雄勝郡	69	649	119.5	351	3,084	92.3	4	5	-
県外	32	696	122.1	169	3,032	84.1	10	327	410.0
合計	4,408	49,128	105.0	28,936	272,521	90.7	509	4,653	138.0

信用保証協会
とは、
プロファイル秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度、協賛制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報
保護についてコンプライアンス
について

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする保証の取扱いを行っております。令和6年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

	令和6年度
①信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	4,408
②無保証人で信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	1,964
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合(法人・個人を含む)	44.6%

	令和6年度
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	274

	令和6年度
⑤「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	3

	令和6年度
⑥代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	40
⑦代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	205
⑧代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	357
⑨代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	0
⑩ ⑥～⑨の合計	602

信用保証協会
とは、
プロファイル

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

令和6年度
業務実績

令和6年度
決算報告

令和7年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

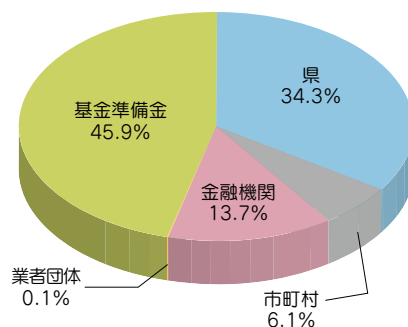
令和6年度決算報告

貸借対照表 (R7.3.31現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	20,041,803
預 け 金	6,832,116	基 金	10,847,937
普 通 預 金	524,598	基 金 準 備 金	9,193,866
定 期 預 金	6,300,000	制 度 改 革 促 進 基 金	0
郵 便 貯 金	7,518	収 支 差 額 変 動 準 備 金	6,816,228
有 価 証 券	24,072,656	責 任 準 備 金	1,882,380
地 方 債	10,836,067	求 償 権 償 却 準 備 金	585,287
社 債	13,229,408	退 職 給 与 引 当 金	429,923
株 式	3,000	損 失 補 償 金	4,555,740
フ ァ ン ド 出 資	4,180	保 証 債 務	272,520,901
動 産 ・ 不 動 産	645,737	借 入 金	0
損 失 補 償 金 見 返	4,555,740	短 期 ・ 長 期 借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	272,520,901	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
求 償 権	1,777,567	雑 勘 定	4,264,293
雑 勘 定	691,838	仮 受 金	4,034
仮 払 金	10,670	保 険 納 付 金	63,065
厚 生 基 金	86,895	損 失 補 償 納 付 金	10,126
連 合 会 勘 定	0	未 経 過 保 証 料	4,184,449
未 収 利 息	48,321	未 払 保 険 料	1,038
未 経 過 保 険 料	545,952	未 払 費 用	1,582
合 計	311,096,555	合 計	311,096,555

基本財産の状況 (出資先構成割合) ※基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

信用保証協会
とは、
プロファイル秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報
保護についてコンプライアンス
について

令和6年度貸借対照表

借 方

貸 方

(単位:百万円)

現金預金	6,832
有価証券	24,073
動産・不動産	646
求償権	1,778
雑勘定 (※うち未経過保険料)	692 (546)
保証債務見返	272,521
損失補償金見返	4,556

代位弁済の支払準備資産等
として地方債や安全な社債
等を保有しています。

ここに計上している求償権
は、代位弁済した金額から
回収金ならびに償却(回収
困難なもの、日本政策金融
公庫から受領した保険金及
び連合会や地交体から受領
した損失補償金相当額等)
を控除したものです。

未経過保険料とは当年度に
日本政策金融公庫に支払っ
た信用保険料のうち、翌事
業年度にかかる分を計上し
ており、前払金に相当しま
す。

※以下の科目を資産と負債を同額計上しています

基本財産	20,042
収支差額変動準備金	6,816
責任準備金	1,882
求償権償却準備金	585
退職給与引当金	430
雑勘定 (※うち未経過保証料)	4,264 (4,184)
保証債務	272,521
損失補償金	4,556

株式会社の資本金に相当す
るもので、基金と基金準備
金で構成されています。
基金の出資先は県・市町
村、金融機関等です。
基金準備金は株式会社の繰
越利益に相当するもので、
過去の収支差額の累計で
す。

収支差額に欠損が生じた
とき、または急激な保証増加
により基本財産の増強が必要
になった場合、これを取り
崩して協会経営が不安定
になるのを防ぎます。

将来の不測の事態に備える
ため積み立てしており、貸
倒引当金に相当します。

資産の健全性を保つ観点か
ら求償権の回収不能額を見
積もって、一定の割合額を
積立てしています。

未経過保証料とは受領した
信用保証料のうち、当年度
決算期に入らない翌事業年
度以降にかかる分を計上し
ており、前受金に相当しま
す。

収支計算書 (R6.4.1~R7.3.31)

(単位:千円)

支 出		収 入	
経常支出	2,119,497	経常収入	3,177,015
業 務 費	864,638	保 証 料	2,632,482
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	7,038
信 用 保 険 料	1,194,109	有価証券利益配当金	244,559
責任共有負担金納付金	28,655	延 滞 保 証 料	1,865
雑 支 出	32,095	損 害 金	39,286
		事 務 補 助 金	13,745
		責 任 共 有 負 担 金	214,831
経常収支差額	1,057,518	雑 収 入	23,209
経常外支出	6,103,752	経常外収入	5,643,953
求 償 権 償 却	3,624,007	償却求償権回収金	100,466
補 填 金 償 却	3,280,910	責 任 準 備 金 戻 入	1,966,471
自 己 償 却	343,097	求償権償却準備金戻入	296,106
雑 勘 定 償 却	3,800	求償権補填金戻入	3,280,910
退 職 金	1,256	保 険 金	2,997,126
責 任 準 備 金 繰 入	1,882,380	損失補償補填金	283,784
求償権償却準備金繰入	585,287	補 助 金	0
そ の 他 支 出	7,022	そ の 他 収 入	0
経 常 外 収 支 差 額	-459,799		
		制度改革促進基金取崩額	0
当期収支差額	597,719	収支差額変動準備金取崩額	0

信用保証協会
とは、
プロファイル秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協会制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報
保護についてコンプライアンス
について

令和6年度収支計算書

支 出

収 入

(単位:百万円)

経常支出	業務費	865
	信用保険料	1,194
	責任共有負担金納付金	29
	雑支出	32
経常外支出		
	求償権償却	3,624
	責任準備金繰入	1,882
	求償権償却準備金繰入	585
	その他支出	7
当期収支差額		598

日本政策金融公庫に支払う信用保険料で、当年度決算期間に対応する額を計上しています。

責任共有負担金について、当協会と日本政策金融公庫との責任割合に応じ、日本政策金融公庫にその一部を納付しています。

年度末求償権のうち回収困難なものと当年度に日本政策金融公庫から受領した保険金および連合会や地公体から受領した損失補償金相当額を償却しています。

代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、一定の割合額を積立しています。

年度末求償権について一定の割合額を積立しています。

経常収入	保証料	2,632
	預け金利息、有価証券利益配当金	252
	責任共有負担金	215
	その他	78
経常外収入		
	償却求償権回収金	100
	求償権補填金戻入	3,281
	責任準備金戻入	1,966
	求償権償却準備金戻入	296
	その他収入	0
制度改革促進基金取崩額		0
収支差額変動準備金取崩額		0

保証ご利用時に中小企業の皆さま等から受領した保証料で、当年度決算期に対応する額を計上しています。

責任共有制度において負担方式を選択している金融機関より受領した負担金を計上しています。

償却求償権からの回収額を計上しています。

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と連合会や地公体から受領した損失補償金からなる補填金を計上しています。

責任準備金は洗替方式のため前年度計上額を戻入します。

求償権償却準備金は洗替方式のため前年度計上額を戻入します。

令和6年度経営計画（実績）に関する評価

当協会では、経営の透明性を一層高め、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を果たすことを目的に「外部評価委員会」を設置しています。

令和6年度経営計画（実績）についても外部評価委員会の評価を受け、その概要をホームページにて公表しています。

令和7年度 経営計画について

1. 業務環境

1 秋田県の経済情勢

令和6年に日経平均株価が史上最高値をつけ、さらに日本銀行はマインス金利政策を解除して17年ぶりの利上げを決めました。企業には賃上げの動きが広がっています。物価の伸び率とともに賃金が上昇すれば、経済は成長していきます。日本銀行秋田支店が令和7年1月27日に公表した県内金融経済概況では、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。」としています。

しかし世界的に非常に不安定な情勢の中、様々なコストアップ要因があり県内経済情勢は先行き不透明な状況が続いています。また秋田県は人口減少率、高齢者割合が全国トップであり、県内市場の縮小や廃業増加、人手不足、後継者不足といった問題があります。県内経済の発展には、それらの問題に対応していくことが重要です。

2 秋田県の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

物価高に加えて人手不足が深刻化しており、県内中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という。）の経営環境は依然厳しい状況が続いています。原材料価格や労務費等の増加に応じた適正な価格転嫁を実現するためには、付加価値向上などによる競争力の強化が重要となります。県内中小企業はDX（デジタルトランスフォーメーション）推進といった環境変化への対応を推し進め、生産性や顧客満足度の向上、および収益力強化を図っていくことが求められています。

当協会では金融支援に加えて、経営支援にも力を入れています。経営改善や新事業に取り組む意欲のある事業者を積極的に支援し、創業支援や再生支援、事業承継支援をさらに促進することで持続的な地域社会の実現を目指します。

2. 業務運営方針

【保証部門】

物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業、コロナ関連融資の返済負担に資金繰りが追いついていない中小企業に対し、保証協会ならではの政策保証を活用して借換等による資金繰り支援に万全を期します。本県は人口減少率、高齢者割合が全国トップであり、特に創業支援や事業承継支援に力を入れて取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

また資金調達における利便性向上や円滑な事業承継を促すために、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、経営者保証を不要とする取扱いに積極的に取り組みます。

【経営支援部門】

過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされる中小企業、事業承継に課題を抱える中小企業等を重点支援先として定め、金融機関や関係機関と連携して経営支援・再生支援を積極的に行います。

【管理回収部門】

担保・保証人に過度に依存しない融資慣行が普及浸透していることに加え、今後は更に経営者保証改革プログラムに基づき経営者保証を付さない取扱いが加速していくことから、求償権回収の維持促進に向けてより効率的かつ効果的な業務運営に努めます。

【その他間接部門】

職員の資質向上や職場環境の改善により組織を活性化させるとともに、中小企業に寄り添った対応を心掛け、中小企業や金融機関等から信頼される、「より地域に必要とされる組織」を目指していきます。

信用保証協会
とは、
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報
保護について

コンプライアンス

3. 重点課題

【保証部門】

1 県内中小企業に 寄り添った迅速 かつ的確な金融 支援の実施

①政策保証の推進

物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業、コロナ関連融資の返済負担に資金繰りが追いついていない中小企業に対し、保証協会ならではの政策保証を推進し資金繰り支援に万全を期します。

また、国や県、市町村の助力を得ながら金融機関との連携を図り、企業ニーズに即した保証商品の開発普及及び保証利用の裾野拡大に努めます。

②設備投資への積極的な支援

県内中小企業の事業継続及び発展、また新規事業展開を後押しするため、生産性向上や収益力強化等に資する設備投資を積極的に支援していきます。

③経営者保証改革への整備・対応

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」をはじめとした経営者保証を不要とする取扱いを積極的に推進し、適切な運用と利用促進に努めます。

④環境保全、カーボンニュートラル等の取り組み

猛暑や大雨によって重大な気象災害が発生するなど気候変動の影響が深刻化しており、自然環境の保全や温暖化の抑制等に向けた金融面での取り組みを推進します。

また、本県の豊かな自然環境や地域資源を生かした分野にも目を配り、農商工連携や食品製造加工産業の振興に向けた支援に積極的に取り組みます。

2 創業、事業承継支援 の強化

①創業支援の充実

創業に必要な情報提供や相談窓口での対応を充実させ、準備段階者を含む創業者や第二創業など業態転換への取組を積極的に支援します。また国の施策である経営者保証を不要とする保証制度の周知に努めます。

創業者との接点をつくるため、創業者が集まり情報共有できる場に参加、また集まる場を作り支援ニーズの把握に努めます。

②創業保証利用先へのモニタリング強化

創業保証を利用した中小企業に対してモニタリングを行い、資金繰りや抱える経営課題の把握に努め、企業に寄り添った金融支援や経営支援を実施することで、事業の成長を後押しします。

③事業承継支援の強化

人口減少、少子高齢化が進む本県において後継者不足は深刻な問題であり、事業承継支援は重要な取り組みです。各種関連保証制度の利用を促すことで事業承継を後押しし、企業や雇用の維持・拡大に貢献することで、持続可能な地域社会の実現を目指します。

信用保証協会
とは、
プロファイ
ル

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

令和6年度
業務実績

令和6年度
決算報告

令和7年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライア
ンス
について

【経営支援部門】

1 経営支援の充実と効果検証

信用保証協会
とは、
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協会制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報
保護について

コンプライアンス

①事業者の抱える課題やニーズの把握

中小企業の抱える課題やニーズを把握するために、企業訪問や面談等においては適切なモニタリングを行い、各企業の現状把握に努めていきます。

②経営支援の充実

各企業の現状から、どのような課題やニーズを抱えているのかを分析し、それを基に有効な経営支援を検討・提案していきます。支援の内容や必要性に応じて、関係機関との連携も実施していきます。

③経営改善・再生支援の取り組み強化

事業環境がさらに変わっていく中、県内中小企業の置かれている状況を見極め、過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされる中小企業、事業承継に課題を抱える中小企業等を重点支援先として定め、金融機関及び関係機関と連携して資金繰り支援にとどまらない経営改善・再生支援を積極的に行っていきます。

④経営支援の効果検証による取組

経営支援の効果検証を実施し、結果の分析を行い、県内中小企業の経営改善・生産性向上に向けたより質の高い経営支援施策に結びつけていきます。

2 金融機関や関係機関との連携強化

①金融機関との連携・協働の深化

金融機関との連携を一層深めることにより、早期に中小企業の抱える課題を把握し、適時適切な経営支援を行うことで経営改善や資金繰り改善に貢献します。

②関係機関との連携・協働の深化

過剰債務や事業承継等の複雑かつ難易度の高い経営課題を抱える先については、保証協会単独での課題解決に向けたきめ細かい支援は難しいことから、関係機関との連携を一層深めることにより中小企業の経営改善や再生等への取組を積極的に推進していきます。

【その他間接部門】

1 協会組織の活性化

①人材の育成と有効活用

各種研修や外部機関への派遣などにより、役職員のスキルアップや資質向上を後押しします。中小企業支援をさらに加速できるように、人的リソースの有効活用と適正な業務配分に配慮していきます。職場環境の整備に努め、一人一人が働きがいを感じ自発的な貢献意欲が醸成され、組織の活性化へつながるよう取り組みます。

②業務効率化、デジタル化の推進

環境の変化に伴い多様化・複雑化する業務について限られた経営資源の中で迅速かつ的確に対応していくため、効率化に向けた業務の見直しを進めます。また様々なデジタル技術の進展に対応していくため、通信教育や資格取得の奨励等により役職員のデジタル・リテラシーの底上げを図ります。

③広報活動の強化

当協会の概要や各種保証制度、経営支援メニュー等について、ホームページや各種媒体を通じて情報発信の強化に努め、県内事業者や金融機関、関係機関とのリレーションシップの構築促進や保証制度等の利用浸透に努めます。

2 コンプライアンス 態勢の強化

①コンプライアンス態勢の維持確立

当協会は公共的使命と社会的責任を果たし、より地域から信頼される組織となるため、コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を役職員一丸となって引き続き進めます。

また、サイバー攻撃などのリスクを想定し、情報セキュリティの強化に努めます。

②内部監査の実施

基幹業務の事務処理についての適格性監査のほか、具体的な対応についての妥当性監査を強化し、必要に応じ本部や各現課に対して改善や修正を求め、指導的機能を発揮します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に適切に対応するとともに、本部による各現課の管理状況についても検証します。

③個人情報保護の徹底と適切な管理

監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発及び徹底を図ります。

④ガバナンスの強化、経営計画等の公表

協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項について役職員間での認識共有を徹底するとともに、中小企業に対する経営支援等の取組の「見える化」を進め、ガバナンスの強化を図ります。

また、経営計画の公表やディスクロージャーの発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。

⑤反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。

また、全国暴力追放運動推進センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

4. 保証承諾等の見通し

令和7年度における保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額
保 証 承 諾	520億円
保証債務残高	2,490億円
代 位 弁 済	50億円
実 際 回 収	5.5億円

令和7年度経営計画の詳細は、ホームページで公開しております。

信用保証協会
とは、
プロファイル

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
（秋田県制度）

主な保証制度
（国制度・協会制度）

主な保証制度
（市町村制度）

企業支援の
ための
取り組み

令和6年度
業務実績

令和6年度
決算報告

令和7年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

個人情報の保護について

個人情報保護宣言

秋田県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるに当たり、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- ・個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますので、ご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

信用保証協会
とは、
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報の
保護についてコンプライアンス
について

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある「個人情報開示請求書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談

○ 質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所	秋田市旭北錦町1番47号
電 話 番 号	018-863-9011
部 署 名	監査室

コンプライアンスについて

当協会は、信用保証協会法に基づき設立された公的機関であり、その公共的な使命に反し、信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することとし、以下の倫理憲章を定めています。

倫理憲章

（信用保証協会の公共性と社会的責任）

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

（質の高い信用保証サービス）

2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

（反社会的勢力との対決）

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

（地域社会に対する貢献）

5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

信用保証協会
とは、
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

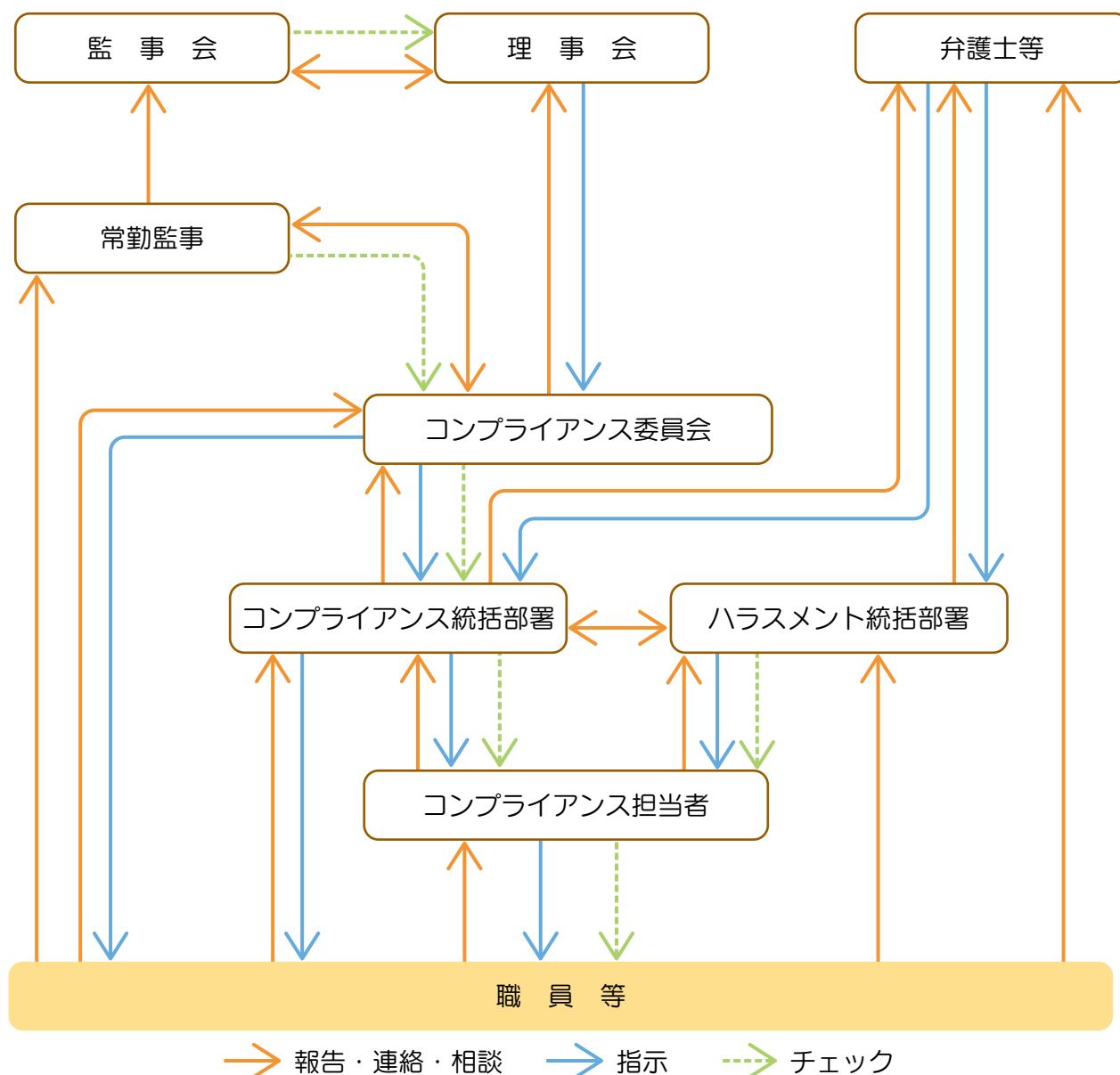
責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
（秋田県制度）主な保証制度
（国制度・協会制度）主な保証制度
（市町村制度）企業支援の
ための
取り組み令和6年度
業務実績令和6年度
決算報告令和7年度
経営計画に
ついて個人情報
保護についてコンプライアンス
について

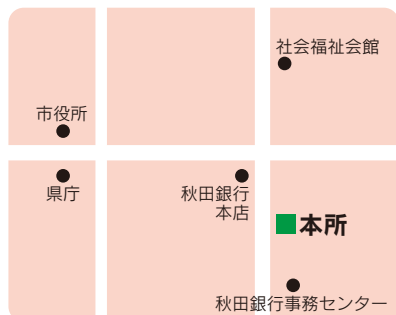
コンプライアンス組織図

コンプライアンスの着実な実践を確保するため、以下の体制を整えています。



DISCLOSURE 2025

お近くの信用保証協会へお気軽にご相談ください。



本所

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号
(秋田県商工会館内)
TEL 018-863-9011/FAX 018-863-9188

秋田東営業室

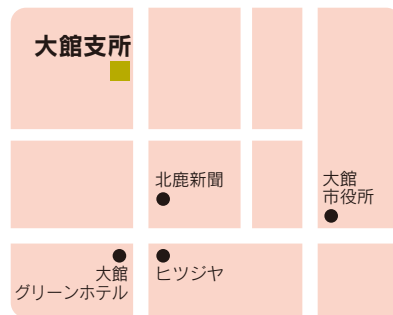
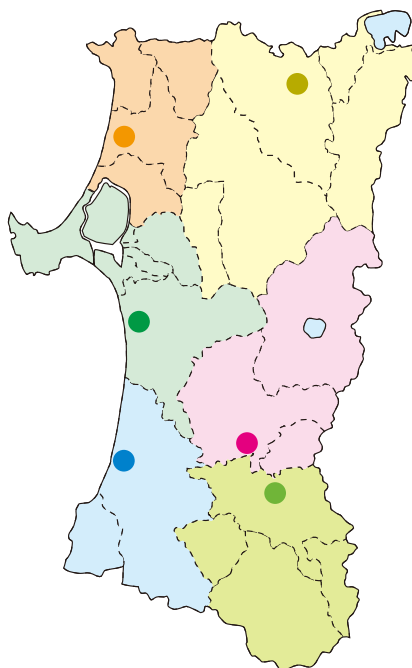
TEL 018-863-9016/FAX 018-863-9010
担当地域: 秋田市(主に東部)

秋田西営業室

TEL 018-863-9018/FAX 018-863-9010
担当地域: 秋田市(主に西部)・男鹿市・潟上市
南秋田郡

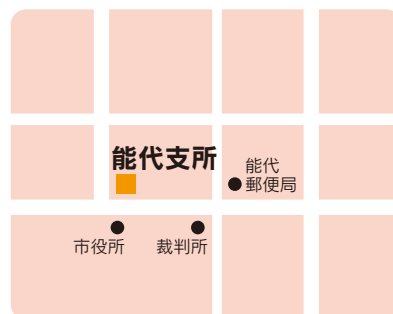
債権管理室

TEL 018-863-9017/FAX 018-863-9010



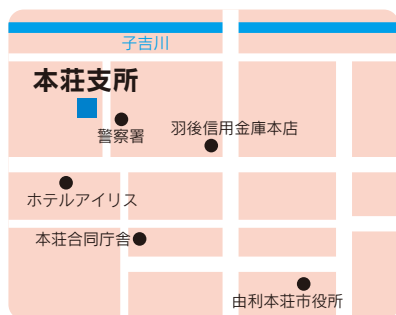
大館支所

〒017-0897 大館市字三の丸90番地
TEL 0186-49-2281/FAX 0186-49-2280
担当地域: 大館市・鹿角市・北秋田市・北秋田郡・鹿角郡



能代支所

〒016-0817 能代市上町6番28号
TEL 0185-54-2377/FAX 0185-55-2264
担当地域: 能代市・山本郡



本荘支所

〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4
TEL 0184-22-5330/FAX 0184-22-5332
担当地域: 由利本荘市・にかほ市



大曲支所

〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
TEL 0187-63-1811/FAX 0187-63-1812
担当地域: 大仙市・仙北市・仙北郡



横手・湯沢支所

〒013-0022 横手市四日町2番8号
TEL 0182-32-2361/FAX 0182-32-2363
担当地域: 横手市・湯沢市・雄勝郡



発行 日/令和7年7月
編集 集/秋田県信用保証協会 総務企画部
発行 行/秋田県信用保証協会
ホームページ/https://www.cgc-akita.or.jp
表紙写真/御座石神社・田沢湖

